

看護職の円滑な就業・定着へ

2015年10月看護師等の届出制度スタート 看護協会の無料職業紹介 ナースセンター

2014年6月に成立した「医療介護総合確保推進法」により、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」も改正され離職時等の届出制度（努力義務）が新設。

看護師等は、病院等を離職した場合その他の厚生労働省令で定める場合には、住所、氏名その他の厚生労働省令で定める事項を、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県ナースセンターに届け出るよう努めなければならない。



<届出必須項目>

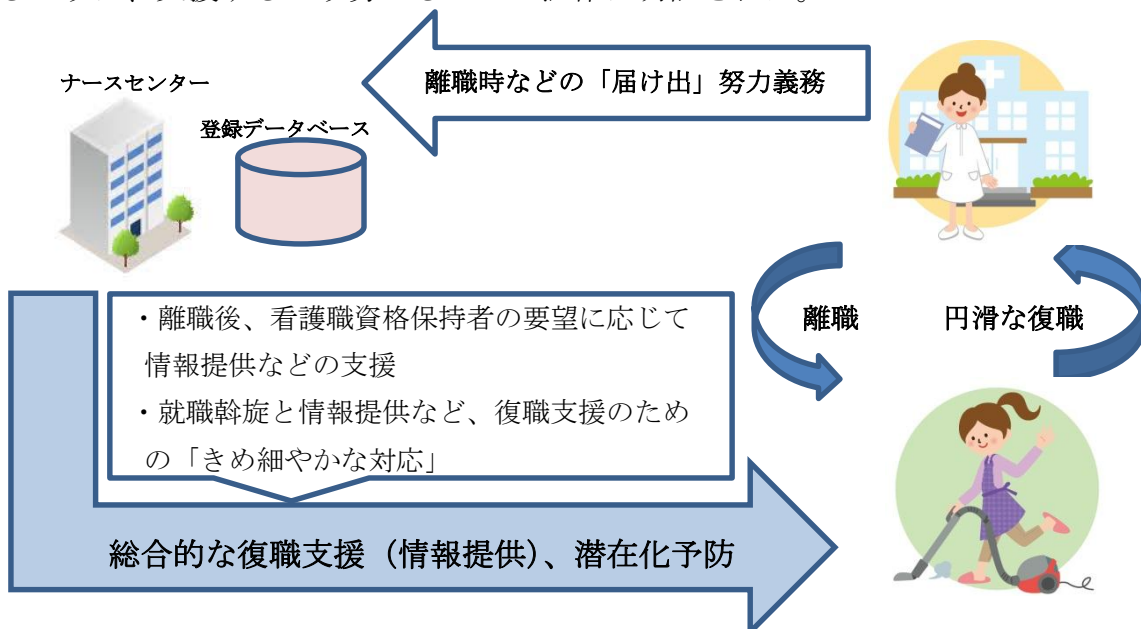
- ① 氏名、生年月日及び住所
- ② 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報
- ③ 看護師等の籍の登録番号及び登録年月日
- ④ 就業に関する状況（就業中・離職中）

- ① 病院、介護施設等を離職した場合
- ② 保健師助産師看護師法に規定する業務に従事しなくなった場合（①の場合を除く）
- ③ 看護職として免許を取得した後、直ちに保健師助産師看護師法に規定する業務に従事見込みがない場合

※届出方法は、eナースセンターから個人で登録、または離職時の就業先で行うことができる。なお、インターネットを使用することが困難な場合は、書面による届出も可能。

※医療機関、看護師等学校養成所にも協力を求める。

病院等の医療機関、看護師等学校養成所の開設者等に対しても、届け出が適切に行われるように、支援するよう努めることが法律に明記された。



◆e ナースセンター◆

公益社団法人北海道看護協会（会長・平山妙子、会員 41,033 人）と公益社団法人日本看護協会は、それぞれ都道府県と厚生労働省から委託を受けて運営する北海道ナースセンターと中央ナースセンターのシステム（ナースセンター・コンピュータ システム、NCCS）を刷新し、インターネット上で無料職業紹介サービスを利用できる WEB サイト「**e ナースセンター**」をリニューアルしました。

政府の試算では、2025 年には現在より 50 万人多い約 200 万人の就業看護職が必要とされています。看護職の確保には、円滑な就業・定着促進が重要です。

新たな **e ナースセンター** は、スマートフォンへの対応や、求職の際の入力項目を大幅に減らすことなどで幅広い年代に利用しやすくし、看護職が誰でも簡単に自分で仕事を探すことができるようになりました。病院などの求人側にとっても、登録の簡略化や応募方法の追加により、利便性が向上します。



新「e ナースセンター」のトップ画面

◆ナースセンターとは◆

ナースセンターは、1992 年に「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき設置されました。

北海道ナースセンターは、北海道看護協会が北海道知事の指定を受けて運営しており、「ナースバンク事業」（無料職業紹介）や「訪問看護支援事業」「看護の心普及事業」などを実施しています。

ナースセンターでは看護職の定着・確保の『総合拠点』として、転職（就職）や復職等で困った時に看護職から頼りにされる存在を目指しています。看護職の相談員が、求職・求人に関する相談、支援、研修を行っております。

まずはお近くのナースセンターへご連絡ください

北海道ナースセンター 相談日/月～金 受付時間/9：00～16：00 閲覧時間/9：00～17：00

住所：札幌市白石区本通 17 丁目北 3 番 24 号

TEL：011-863-6794 FAX：011-866-2244 E-mail：hokkaido@nurse-center.net

支所 北海道は広域なため、札幌以外にも支所を設置し、相談に応じています。

相談日/月火木金 受付時間/9：30～12：00 13：00～16：00

渡島支所 住所：函館市美原 4 丁目 6 番 16 号（渡島保健所）TEL・FAX：0138-47-9160

上川支所 住所：旭川市永山 6 条 19 丁目（上川保健所）TEL・FAX：0166-46-5282

帯広支所 住所：帯広市東 3 条南 3 丁目（帯広保健所）TEL・FAX：0155-21-3353

釧路支所 住所：釧路市花園町 8 番 6 号（釧路保健所）TEL・FAX：0154-22-6685

北見支所 住所：北見市青葉町 6 番 6 号（北見保健所）TEL・FAX：0157-61-6668